省　令

○厚生労働省令第九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第十五項の規定に基づき、国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月二十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令

国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第六条各号のいずれかに該当するに至つた者に係る資格喪失の届出）	（法第六条各号のいずれかに該当するに至つた者に係る資格喪失の届出）
第十三条　（略）	**第十三条**　（略）
2　前項の規定にかかわらず、法第六条第八号又は第九号に該当するに至つたことにより被保険者の資格を喪失した者については、市町村は、第十二条各号に掲げる事項を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。	2　前項の規定にかかわらず、法第六条第八号に該当するに至つたことにより被保険者の資格を喪失した者については、市町村は、第十二条各号に掲げる事項を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。